

令和 3 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）
[旧スキーム]

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用		担当部局名	大臣官房公文書管理課
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。		政策体系上の位置付け	適正文書管理の実施
施策の目標 (最終アウトカム)	公文書管理制度の推進により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
			目標年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
① 当該年度末時点で行政機関において管理する全行政文書ファイル等のうち、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を設定した行政文書ファイル等数の割合(%)	93.8%	27年度	93.8%以上	令和3年度	94.6%	95.0%	96.0%	97.0%	集計中(8月下旬暫定値算出予定)	公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第5条第5項においては、行政機関が作成又は取得した行政文書等ファイルについて、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 これは、公文書管理法制定時に、同法が掲げる「行政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」との目的に資する重要なポイントとして新たに導入されたものであり、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、当該行政文書ファイル等の内容を最もよく熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的としている。 したがって、行政文書ファイル等におけるレコードスケジュールの設定割合は、公文書管理制度の浸透及び運用状況を確認する上で有効な指標であるほか、これを安定的に高水準で維持することは、歴史公文書等の国立公文書館等への確実な移管を推進するものと考えられる。このようなことから、当該指標を設定した。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1 公文書管理推進経費 (平成24年度)	-	2	11	9	13	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。
2 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	0001	19	16	15	15	※行政事業レビューとの連携上記載する。 憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。
計		21	27	24	28	
		1	8	1		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	世論の調査	担当部局名	大臣官房政府広報室
施策の概要	国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、政府施策の企画立案等に資する。	政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	「骨太の方針」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、世論調査の結果が有効に活用されるものとなるよう、各府省庁との連携を強化する。	事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	国民の意識を把握することにより、政府にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、施策の立案、実施に役立つ。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
定量的指標	① 各府省の審議会・白書などでの世論調査結果引用回数対調査件数比	100%	—	100%以上	令和3年度	141%	133%	153%	113%	130%	世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は、毎年度、当該年度調査件数以上と設定した。
	2 世論調査ホームページPV数	7,615,994	平成30年度～令和2年度平均	直近3年度分の平均値以上	令和3年度	-	-	4,894,811	5,905,511	12,047,659	政府機関、民間研究機関、国民などの関心および利用状況を測る指標として設定。平成30年度から新たに指標にした。令和2年度は、特定の調査結果が国会審議やメディアなどで取り上げられPV数が大幅に増加し、その影響を緩和するため令和2年度から過去3年度平均値とした。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
1 調査結果の公表報道記事(新聞主要6紙の紙面及びネット)件数	-	-	73	64	20	世論調査が国民に周知されているかを測る指標として、平成30年度から設定。全ての報道をカバーするのは難しく、主要6紙に絞った限定的なものであるため参考指標とする。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政 事業レビュー事 業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 世論調査等諸費 (昭和22年度)	0009	160	160	176	179	世論調査のテーマは各府省庁の要望等に基づき、政府の主要施策との関連、施策への具体的な利活用、当該年度に実施する必要性等の観点から検討し、選定している。調査票等は、希望があった府省庁と協議して作成している。調査結果は、記者レクを行うとともにホームページに掲載している。調査は、一般競争入札で選定された民間事業者へ委託して実施しており、原則として全国18歳以上の者(平成27年度までは原則として20歳以上)から対象者を無作為に抽出し、民間の調査員(以下「調査員」という。)が調査対象者と面接し、その回答を調査員が記入する個別面接聴取法により実施しているとともに、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況に鑑み、時系列比較が主要な目的でないものや調査方法の変更がもたらす影響が重要でないものを郵送法により実施している。また、令和2年度は、個別面接聴取法から郵送法への切替え等の影響により調査本数が、4本程度少なかった。
計		160	160	176		
		158	158	158		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	アイヌ施策の推進		担当部局名	大臣官房アイヌ施策推進室
施策の概要	アイヌ政策推進交付金実施要綱等に基づき、交付金を交付する。		政策体系上の位置付け	アイヌ施策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、市町村が自主的・主体的に実施する、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策(以下「アイヌ施策」という。)の推進に必要な事業を安定的かつ継続的に支援する。		事後評価実施予定時期	令和6年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第10条第2項第2号及び第15条	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
①	アイヌ政策推進交付金対象事業について、市町村が設定した目標の達成割合(%)	48.1%	令和元年度	75%	令和5年度	—	—	—	48.1%	42.0%	本交付金事業における目標は、アイヌ施策の推進に必要な事業の進捗状況を把握するための指標であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 アイヌ政策推進交付金 (令和元年度)	0150	—	722	1,593	2,003	アイヌ政策推進交付金により、市町村が自主的・主体的に実施するアイヌ施策の推進に必要な事業を安定的かつ継続的に支援する。
		—	644	1,530		
計		0	722	1,593	2,003	
		0	644	1,530		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	政府調達に係る苦情処理		担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	政府調達苦情申立てに対して適切に対応する。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
①	紛争当事者が裁判所に提起した訴訟のうち、当該訴訟の確定判決の中で、委員会の協定違反の解釈について、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数	0件	令和元年度	0件	令和3年度	— (申立て0件)	— (申立て0件)	0件 (申立て1件)	0件 (申立て1件)	— (申立て0件)	既存の指標では、政府調達苦情検討委員会の検討結果である提案を苦情申立人、調達機関、利害関係者が受け入れることが成果となっていた。しかし、当室の役割はあくまで「協定違反があるかどうか」という観点から提案を行うものであり、受け入れられるための提案を目指しているわけではないため、令和3年度から当該指標を変更した。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
1 苦情処理件数	0件	0件	1件	1件	0件	政府調達に係る苦情処理についての状況を表すのに有効であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) R3年度	事業の概要
		30年度	R元年度	R2年度		
1 政府調達苦情処理の推進に必要な経費 (平成8年度)	0011	3	3	2	2	・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。
		0.7	0.6	0.3		
計		3	3	2	2	
		0.7	0.6	0.3		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	道州制特区の推進		担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、特定広域団体が作成する道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	関係行政機関と連携し、道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査を行うことにより、広域行政の効果的かつ効率的な推進を図る。		事後評価実施予定時期	測定指標1について、100%でなくなった年の翌年度の8月 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
定量的指標	① 移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合	100%	令和2年度	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	・達成すべき目標を実現するためには、移譲した事務・事業を特定広域団体が実施することにより、住民の利便性向上等の成果が出ていることが望ましいことから、効果を測定する指標として「移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合」を設定する。 ・移譲した事務・事業すべてにおいて、継続して成果が出ていると評価されることが望ましいことから、目標値については、道州制特別区域計画の計画期間の終了年度である令和7年度において、100%であることとする。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 道州制特区の推進に必要な経費 (平成18年度)	0013	0.9 0.2	0.7 0.2	0.7 0.2	0.5	国から特定広域団体に移譲した事務・事業のフォローアップ調査等を行い、同調査を踏まえ特定広域団体に対する助言等を行う。
計		0.9 0.2	0.7 0.2	0.7 0.2	0.5	

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援		担当部局名	地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室
施策の概要	就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係者と連携しながら先進的・積極的に取り組む自治体等の支援を加速化するとともに、優良事例を横展開する。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	就職氷河期支援世代プログラムの期間である3年間の取組により、就職氷河期世代の者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、政府全体で実施する他の就職氷河期世代支援関連事業とあわせ、同世代の正規雇用者については30万人増やすことを目指す。		事後評価実施予定時期	令和6年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<第201回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(令和2年1月20日)(抜粋)> 雇用環境が好転している今、就職氷河期世代の皆さんの就業を、三年間集中で一気に拡大します。この世代に対象を絞った求人解禁するなど、あらゆる施策を講じ、意欲、経験、能力を活かせるチャンスを広げていきます。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
①	都道府県等が設定する地域就職氷河期世代支援加速化交付金対象事業に関するKPI(重要業績評価指標)の達成割合(%)	42%	令和2年度	75%	令和5年度	—	—	—	—	42%	都道府県等が設定する重要業績評価指標は、本交付金を充てて行う事業の実施状況を把握するための重要な指標であるため(※交付金計画期間は令和5年3月末まで)。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 地域就職氷河期世代支援加速化交付金 (令和元年度補正予算)	166	—	3,000	3,000	—	就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係者と連携しながら先進的・積極的に取り組む自治体等の支援を加速化するとともに、優良事例を横展開するもの。
		—	—	664		
計		0	3,000	3,000	—	
		0	—	664		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)		担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)
施策の概要	<p>公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の整備等に当たりPPP※1/PFI※2の活用を優先的に検討する仕組みの構築 ・地域の産官学金が集まり具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成の推進など、多様なPPP/PFIの活用を積極的に推進する。 <p>※1 PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものをいう。PFIはその一類型。</p> <p>※2 PFI(Private Finance Initiative)とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。</p>		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標(最終アウトカム)	多様なPPP/PFIの活用の一層の推進。		事後評価実施予定時期	令和5年8月(複数年度評価)
「施策の目標」の設定の考え方・根拠	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。」とされているため。	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
①	PPP/PFI事業規模(契約期間中の総収入)21兆円を目指す 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野10,11,12】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	1.3兆円	25年度	21兆円(平成25～令和4年度の合計)	令和4年度	11.5兆円(H25-H28)	13.8兆円(H25-H29)	19.1兆円(H25-H30)	23.9兆円(H25-R元)	集計中	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)(平成30年6月15日PFI推進会議決定)において、平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円のPPP/PFI事業の事業規模の達成を目指すこととしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2018改定版(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)においてPPP/PFI推進アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業規模について、21兆円(平成25年度から令和4年度までの10年間に契約締結した事業の総収入)という政策目標が設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。
2	優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した地方公共団体数 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	63団体	29年度	334団体	令和6年度	-	63団体	82団体	111団体	集計中	PPP/PFIの積極的な活用を推進するため、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月15日PFI推進会議決定)に基づき、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、公共施設等の整備等に当たりPPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築、的確な運用を行うこととしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2018改定版において、優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した国及び地方公共団体等の数について、令和元年度までに47団体というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。人口10万人以上の地方公共団体も優先的検討規程の策定を促進することに伴い、令和6年度までの目標値を334団体と設定した。

定量的指標	3	人口10万人以上(20万人未満)の地方公共団体において優先的検討規程の策定を実施した地方公共団体数 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	23団体	令和2年度	156団体	令和5年度	-	-	-	-	23団体	PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)(令和3年6月18日PFI推進会議決定)において、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体において優先的検討規程の策定を令和5年度までに行うことを目標値として設定した。
	4	地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	集計中 (人口20万人未満)	R2年度	200団体 (人口20万人未満)	令和5年度	-	-	-	-	集計中	地域経済に根ざしたPPP/PFIの推進を図るため、地域の産官学金が集まり具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成を推進し、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進することとしている。新経済・財政再生計画改革工程表2019において、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度から令和2年度までに200団体というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。令和3年度からは、小規模な地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進するために、対象を人口20万人未満の地方公共団体に絞ったうえで、令和5年度までの目標値を200団体と設定した。
	5	地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	集計中 (人口20万人未満)	R2年度	550団体 (人口20万人未満)	令和5年度	-	-	-	-	集計中	地域経済に根ざしたPPP/PFIの推進を図るため、地域の産官学金が集まり具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成を推進し、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進することとしている。新経済・財政再生計画改革工程表2019において、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する地方公共団体数について、平成30年度から令和2年度までに600団体というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。令和3年度からは、小規模な地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進するために、対象を人口20万人未満の地方公共団体に絞ったうえで、令和5年度までの目標値を550団体と設定した。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
1 PFI事業件数	603	667	741	818	集計中	内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の数である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため。
2 PFI事業費	5.4兆円	5.8兆円	6.2兆円	6.6兆円	集計中	内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の公共負担額(当初契約金額)を合計した額である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため。
3 PPP/PFI事業による歳出削減・歳入増加効果	約3,000億円	約3,700億円	約2,900億円	集計中	集計中	内閣府調査により一括計上基準(※)での歳出削減・歳入増加効果を合計した値である。PPP/PFI事業推進により得られる行財政的效果を測定する際の参考とするため。 ※当該年度に契約締結した事業から見込まれる契約期間中の歳出削減・歳入増加効果を一括計上した値。参考指標には公共施設等運営事業における公共施設等運営権対価は含まない。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政 事業レビュー事 業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 民間資金等活用事業調査 等に必要な経費 (平成13年度)	0014	327	329	340	170	<p>PPP/PFI手法の活用を推進するため、地方公共団体等を対象に、以下の支援等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先的検討運営支援 PPP/PFI手法による事業実施のため、地方公共団体におけるPPP/PFIを優先的に検討する仕組みについて規程の策定、運営の初期段階を支援。 ・高度専門家による課題検討支援 コンセッション事業を推進するため、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援。 ・地域プラットフォーム形成支援 地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消を通じ、地域においてPPP/PFIを推進していくため、地域プラットフォームの形成を支援。 ・新規案件形成支援 PPP/PFI事業について事業構想段階から具体の事業化検討に円滑かつ速やかに移行できるよう地方公共団体を支援。 ・民間提案活用支援 PFI法に基づく民間提案の制度を活用する地方公共団体に対して、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援。 ・PPP/PFI専門家派遣 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣 ・ワンストップ窓口 PPP/PFI事業の実務に関する質問、問合せにワンストップで対応する窓口を設置。 ・各種調査等 PPP/PFI事業の推進に資する、政策課題への対応のための調査・分析を実施。
		301	313	305		
計		327 301	329 313	340 305	170	

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理		担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室
施策の概要	中国側と協議しながら、化学兵器禁止条約上の義務を履行するため、中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、廃棄処理を行う。		政策体系上の位置付け	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。		事後評価実施予定時期	令和5年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(1995年批准、1997年発効、以下:化学兵器禁止条約) 日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書(1999年署名) 日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の2012年4月29日の後の廃棄に関する覚書(2012年署名) 	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
定量的指標	① ハルバ嶺(吉林省)における遺棄化学兵器の廃棄数	994発	平成27年度までの累計	30~40万発(累計)	令和4年	6,118	3,983	3,015	3,251	0(※)	化学兵器禁止条約(CWC)に基づく廃棄計画において、ハルバ嶺における遺棄化学兵器(ACW)(約30~40万発)は、2022年中の廃棄完了を目指して最善の努力を払うことから、廃棄数を指標として選定するとともに、目標値、目標年度設定の根拠としている。 ※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業を中断したため。
	② 移動式廃棄処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数	38,246発	平成27年度までの累計	44,090発(累計)	令和4年	266	0	0	1,828	0(※)	化学兵器禁止条約(CWC)に基づく廃棄計画において、ハルバ嶺以外のACW(44,090発)は、できる限り2022年中の廃棄完了の目標を達成することを目指して最善の努力を払うことから、廃棄数を指標として選定するとともに、目標値、目標年度設定の根拠としている。 ※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業を中断したため。
	③ 各地の発掘・回収の箇所数	-	-	9箇所	令和3年度	3	8	8	6	0(※)	化学兵器禁止条約(CWC)に基づく廃棄計画において、上記以外のACWについては、発掘・回収を可能な限り計画的な方法で推進するよう最善の努力を払うことから、毎年度日中間で合意する発掘・回収箇所数を指標として選定するとともに、目標値の根拠としている。 ※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業を中断したため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政 事業レビュー事 業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度)	0053	39,067	33,942	53,974	50,085	「化学兵器禁止条約」に基づき、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の処理事業を着実に推進する。令和3年度においては吉林省敦化市ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収・保管を行うとともに、吉林省敦化市ハルバ嶺及び黒竜江省ハルビン市における廃棄処理等を行う。
		32,716	34,035	31,101		
計		39,067	33,942	53,974	50,085	
		32,716	34,035	31,101		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	原子力防災対策の充実・強化		担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。		政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化
施策の目標 (最終アウトカム)	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域原子力防災協議会での活動を通し、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実・強化を行うとともに、十分な計画の具体化が進んだ地域においては、それらを取りまとめた「地域の緊急時対応」について地域原子力防災協議会、原子力防災会議で確認、了承を行う。さらに、計画の策定後も原子力総合防災訓練や自治体の防災訓練を通して、計画の改善に努めていく。		事後評価実施予定時期	令和4年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号イ、第5号	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災 会議決定) ・「総理施政方針演説」(平成27年2月12日)(該当部分)「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」 ・「日本再興戦略改訂2016」(平成28年6月2日閣議決定) ・「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定) 	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度			
定量的指標	1 市町村の地域防災計画(原子力災害対策編)策定状況(福島県内を除く)	119市町村	25年度	122市町村	令和3年度	121市町村	121市町村	121市町村	122市町村	122市町村	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。
	市町村の避難計画策定状況(福島県内を除く)	71市町村	25年度	122市町村	令和3年度	98市町村	104市町村	104市町村	111市町村	111市町村	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。
	② 地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急時対応の確認、了承」の状況(確認・了承済み地域数)	計0地域	25年度	計9地域	令和3年度	計5地域(泊、玄海を了承) ※伊方を改定	計6地域(大飯を了承) ※高浜、泊、川内を改定	計6地域 ※玄海を改定	計7地域(女川を確認)	計8地域(女川、美浜を了承) ※女川、大飯、高浜、泊、伊方を改定	防災基本計画において、「国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する」、「内閣府は、原子力防災会議の了承を求めため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告する」ものとされている。この原子力防災会議による了承の件数は各地域の緊急時対応のとりまとめの進捗状況を表しているため指標として適切である。新規地域の緊急時対応の確認・了承については、このほか、すでに確認・了承済みの緊急時対応の改定作業等もあり、それらを勘案し、目標値は、令和元年度実績値から2地域増の計9地域とした。

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
					H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
3 地域原子力防災協議会 が関わる総合的な原子 力防災訓練の実施状況	実施	12年度	実施	令和3年度	実施 (泊地域)	実施 (玄海地域)	実施 (大飯地域・ 高浜地域)	実施 (島根地域)	実施見送り (新型コロナウイルス感 染症緊急事 態宣言が発 出されるな ど、実施予 定当時の首 都圏の感染 状況等を踏 まえた結果)	原子力総合防災訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国や地方公共団体、事業者まで含めた総合的な訓練を行うことで、組織の対応能力の検証と向上を図るとともに、訓練結果の評価を通じて原子力災害対策マニュアル、地域防災計画等を検証・改善し実効性を高めることを目的としている。この訓練は毎年度特定の1地域で行っているが、これを継続して実施することは、PDCAサイクルを通し、原子力防災対策を充実・強化するために重要であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行 政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 原子力発電施設等緊急 時安全対策交付金(昭 和55年度)	0069	9,955	12,063	11,268	8,791	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		9,282	11,058	10,337		
2 原子力災害対策事業 (平成26年度)	0068	8,879	9,261	5,090	0	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		7,044	8,248	4,338		
3 原子力災害時避難円滑 化モデル実証事業(平成 30年度)	0072	101	815	1,467	1,000	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		75	710	1,185		
4 原子力防災体制等構築 事業委託費(平成29年 度)	0070	100	84	46	22	福島事故の反省を踏まえた緊急時体制の整備が進展する中で、全地域が共通的に抱える各種課題の改善策を講じ、実効性ある原子力防災体制を促進することにより、原子力災害対策地域において原子力災害から地域住民の安全・安心を確保するために地方公共団体が講じる防災体制の有効性を高める。
		60	50	11		
5 原子力防災研修事業等 委託費(平成29年度)	0071	302	338	368	431	万が一の原子力災害時において、国や地方公共団体で中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進するための体制の整備を行う。
		290	321	314		
計		19,337	22,561	18,239	10,244	
		16,751	20,387	16,185		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	原子力被災者生活支援の推進		担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)
施策の概要	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理などを行うことで、帰還困難区域の入域管理を行う。また、①帰還困難区域内の住宅、田畑、墓地等の維持管理などのために入域を希望する住民、②当該区域内の(広域的な)公共施設等の復旧や防災・防犯対策のために入域を希望する復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を特定復興再生拠点の設定に対応しつつ行うとともに、当該区域の入域管理や避難指示対象住民をはじめとする被災者の生活再建に関する課題に関する調査・研究等を行う。		政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化
施策の目標 (最終アウトカム)	①帰還困難区域の住民のふるさとへの帰還意識の維持、②当該区域内の財物やインフラ等の最低限の維持管理、③他地域も便益を受けることのできる広域的な公共施設等の復旧等を促進することができる。この結果、帰還困難区域の将来の復旧復興を円滑に行える環境が整備されるだけでなく、(帰還困難区域内の広域的な公共施設の復旧等により)他地域の復旧復興の促進にもつながる。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)、原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
定量的指標	① 帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理等の実施日数	365日	—	365	令和3年度	365	365	365	366	365	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。
	2 入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等の実施日数(うち住民等の一時立入り実施日数)	365日	—	365	令和3年度	365(217)	365(217)	365(225)	366(258)	365(261)	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理とともに、退出時のスクリーニング実施など、被ばく管理等が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
1 内閣府で実施する住民一時立入りによる立入り世帯数(累計)	18,478	17,242	18,520	17,213	13,265	本施策は帰還困難区域の厳格な入域管理や、入域を希望する住民等の安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行うことが目的として実施しており、参考指標までであるが、実際に本施策を利用した住民の世帯数の実績を記載する。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(平成25年度)	復興庁0017	5,594	5,250	4,636	5,206	帰還困難区域の境界に設置しているバリケードの維持管理などの、帰還困難区域の入域管理を行う。また、①帰還困難区域内の住宅、田畑、墓地等の維持管理などのために入域を希望する住民、②当該区域内の(広域的な)公共施設等の復旧や防災・防犯対策のために入域を希望する復旧作業員、消防官・警察官等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を行う。
		3,965	4,421	4,205		
計		5,594	5,250	4,636	5,206	
		3,965	4,421	4,205		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進		担当部局名	食品安全委員会事務局
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、ホームページ、パンフレット、各種意見交換会等を通じ、関係者間での情報・意見の共有や交換を行うことにより、食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。		政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保
施策の目標 (最終アウトカム)	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。		事後評価実施予定時期	令和4年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第197回特別会における宮腰内閣府特命担当大臣発言(内閣委員会) ・年月日:平成30年11月7日 ・関係部分(抜粋):「食品安全については、食品の安全性の確保のため、国内の制度改正も踏まえ、新たな評価方法を確立する等、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、その評価結果についてリスクコミュニケーションを実施してまいります。」 	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
定量的指標	① 食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	88.7%	平成25年度～平成27年度平均	基準値より増	令和元年度～令和3年度3年平均	95.6%	92.7%	98.2%	95.4%	100%	平成25年度から27年度に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で88.7%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、「食品安全に関する基礎的考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が3年平均で基準値を上回ることを目標値として設定。
	② 当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	255千件	平成24年度～平成30年度の7中5	基準値より増	令和元年度～令和3年度3年平均	272千件	233千件	237千件	217千件	198千件	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、ホームページの閲覧者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、ホームページの閲覧件数が3年平均で基準値の件数を上回ることを目標値として設定。(なお、ホームページの閲覧数は、大きな事件の有無により大きく変動することから、7中5(直近7ヶ年のアクセス数のうち最高・最低を除く5ヶ年平均)の数字を基準値として採用した。) なお、政府共通プラットフォームへの移行に伴い、平成28年度よりアクセス数集計方法が変更になったため、基準値及び実績値の各数値については新しいアクセス数集計方法による数値を記載。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
① リスクコミュニケーション 実施経費 (平成15年度)	130	29	29	26	24	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行い、意見交換会において食品健康影響評価の内容等について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、参加者の理解を増進させる。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとすることで、ホームページの閲覧数を増加させる。
		18	14	9		
計		29	29	26	24	
		18	14	9		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進		担当部局名	北方対策本部
施策の概要	国民世論の啓発等を通じて返還に向けた環境整備に取り組み、外交交渉を後押しする。		政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。特に若年層の理解と関心を高める。		事後評価実施予定時期	令和5年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	元島民の方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の理解と関心を得て、国民運動としての返還要求運動の活性化を図ることが求められている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	北方領土問題を次世代に先送りせず、終止符を打たねばなりません。2018年のシンガポールでの首脳会談のやり取りは引き継いでおり、これまでの両国間の諸合意を踏まえて交渉を進めます。平和条約締結を含む日露関係全体の発展を目指してまいります。(令和3年1月18日第204回国会菅内閣総理大臣施政方針演説)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
			基準年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
①	北方領土問題対策協会HPのアクセス件数	278,692件	30年度	前年度比増 令和4年度	-	-	278,692件	264,902件	265,215件	北方四島の概要、北方領土問題の経緯、返還要求運動の取組、最近の動き等の情報を幅広く掲載している協会ホームページへのアクセス状況は、北方領土問題への人々の関心度を測る一助になると考えられるため。
	SNS(Twitter,Facebook等)による情報発信の読者数	39,379件	令和元年度	前年度比増 令和4年度	-	-	-	39,379件	72,963件	SNSを通じた情報発信は、特に若い世代への啓発を目的としており、その読者数を指標とすることで、若年層の興味や関心度を測る一助になると考えられるため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
1 北方領土問題対策協会HPに掲載する学習教材のダウンロード数	-	1,406件	4,022件	7,097件	11,741件	国民一般、特に教育関係者や若年層の関心と理解を深めるコンテンツとして活用されており、定量的指標であるHPのアクセス件数にも資する指標であるため。
2 公立高校入試において北方領土に関する問題を出題した都道府県の数	5	6	8	5	集計中	若年層の北方領土教育について、都道府県の取組状況を測るため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度		
1 北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)	0140	72	72	52	53	北方領土問題の解決の促進に向けた施策の企画立案を担う内閣府、その施策の実施機関である(独)北方領土問題対策協会において、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の方々の援護など返還に向けた環境整備に必要な事業、調査研究等を行っている。令和3年度予算においては、若年層と元島民後継者等の次世代融合による新次元での返還運動の展開(北方領土返還要求運動次世代育成プロジェクト)、北方四島交流等事業における新型コロナウイルス感染症対策の徹底に重点化している。
		55	67	33		
2 独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金(平成15年度)	0197	1,322	1,321	1,333	1,338	
		1,322	1,321	1,333		
計		1,394	1,393	1,385	1,391	
		1,377	1,388	1,366		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡		担当部局名	日本学術会議事務局
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。		政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
施策の目標 (最終アウトカム)	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。		事後評価実施予定時期	令和6年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
○1	学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	90%	H28～R2年度の平均	90%以上	令和5年度	88%	87%	90%	91%	93%	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、基準値は平成28年度～令和2年度(5か年)の平均値とし、目標値は基準値を踏まえ設定した。
○2	地区会議公開講演会の来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	89%	H28～R2年度の平均	90%以上	令和5年度	84%	87%	92%	89%	91%	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、基準値は平成28年度～令和2年度(5か年)の平均値とし、目標値は基準値を踏まえ設定した。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
1 共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	11回	6回	9回	6回	2回	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、会議の開催回数を掲げた。
2 学術フォーラムの開催回数	6回	6回	6回	11回	11回	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。
3 地区会議公開講演会の開催回数	8回	8回	9回	6回	6回	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	0152	204	202	197	200	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。
		188	168	114		
2 科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	0153	4	4	6	6	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。
		3	3	6		
3 科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	0154	8	8	8	7	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。
		6	5	3		
計		216	214	211	213	
		198	176	123		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	民間人材登用等の推進		担当部局名	官民人材交流センター
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員が培った能力や経験を、退職後に社会全体で活かすため、国家公務員に対する公正・透明な再就職支援の仕組みを新たに構築する。 早期退職募集制度の施行に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流の実施に関する情報提供や制度等に関する広報・啓発活動を実施する。 		政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営
施策の目標 (最終アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員に対する企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する国家公務員の求職者情報を収集し、相互に提供する(求人・求職者情報提供事業)ことにより、自主的な求職活動を支援する。 早期退職募集制度の施行に伴い、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 民間企業等を対象とする説明会の開催等により、官民人事交流制度の認知度を向上させ、官民人事交流を実施又は検討する企業等を増加させる。 		事後評価実施予定時期	令和4年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定) 「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定) 「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定) 	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
①	求人・求職者情報提供事業により再就職した件数	20件	令和元年度	60件	令和3年度	-	-	-	20件	48件	求人・求職者情報提供事業は、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を目的として、再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援するものであるため、本事業による再就職件数を測定指標とする。平成31年2月から情報提供を開始しており、実質的な事業初年度である令和元年度の実績値(20件)の3倍(60件)にすることを目標とする。(令和2年度の実績値が、当初設定していた目標値(40件)を上回ったため、上方修正を行ったもの。)
2	民間委託による再就職決定率(再就職者数/支援人数)	69.6%	平成27年度・28年度	85.0%	令和3年度	75.5%	81.70%	87.10%	85.70%	57.1%(※)	再就職支援については、早期退職を希望し応募認定退職をする者が対象となり、民間の再就職支援会社に業務を委託するものであるため、委託会社に状況確認・指導をするなどし、実効性の高いものにしていく必要があることから、再就職決定率を測定指標とする。 直近2ヶ年度(平成27・28年度)分の実績値及び基準値(平成27・28年度の実績値の平均)を勘案し、また、平成25年度以降、再就職決定率が順調に推移しているとみられることから、平成29年度の実績値(81.7%)より高い値である85.0%を目標値とする。 ※再就職支援を継続中の利用者がいるため、令和3年6月末時点暫定値
③	説明会アンケートにおいて、官民人事交流を実施又は検討したいとした出席者の割合	92.7%	平成30年度・令和元年度	基準値以上	令和3年度	92.2%	90.7%	92.6%	92.7%	82.9%(※)	官民人事交流制度の周知及び理解等を目的とした説明会の効果を図る観点から、説明会出席者に対して行ったアンケート結果より、交流の実施に前向きな回答があった割合を指標とし、過去2年間の実績値平均を基準値(目標値)と設定する。 ※令和2年度は、オンライン開催によるアンケート結果である。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
1 民間委託による再就職者数及び再就職支援人数	40人/53人	58人/71人	54人/62人	54/63人	28人(※)/49人	施策の利用者等を示すアウトプット指標。 ※再就職支援を継続中の利用者がいるため、令和3年6月末時点暫定値

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政 事業レビュー事 業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 国家公務員の再就職支援経費 (平成25年度)	0155	66	39	110	67	次の2つの事業を実施。 ① 求人・求職者情報提供事業: 再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援する仕組みとして、国家公務員に対する企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する国家公務員の求職者情報を収集し、相互に提供(平成31年2月～)。当初、手作業で情報提供を行っていたが、事業の効率化を図るため、システム化(令和元年度中の運用開始)としていたが、令和2年度に予算を繰り越し、令和2年9月に運用開始。 ② 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援: 早期退職希望者の募集に応募して応募認定退職をする者を対象として、官民人材交流センターが契約した民間の再就職支援会社に再就職支援業務を委託することにより、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を実施(平成25年10月～)
計		66	39	110	67	
		22	33	91		